

2021年4月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

- 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。
※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(*)についてのチェックボックスが新設されます。
※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

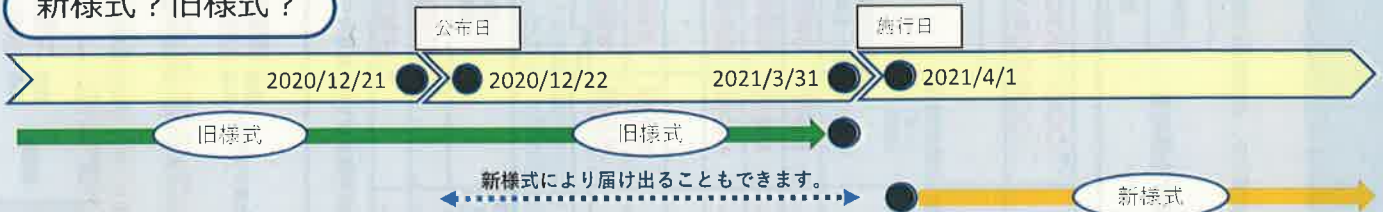
36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法(記名押印又は署名など)により36協定を締結すること

過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓管理監督者でないこと
- ✓36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式?旧様式?



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。
※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出ることができます。(裏面を参照)

Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの?

- 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定(労使協定)を締結
- 36協定(労使協定)の内容を36協定届(様式第9号等)に記入
- 36協定届を労働基準監督署に届出
- 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による届出が可能



36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式 検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件 検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

36協定届の記載例

(様式第9号(第16条第1項関係))

◆36協定で締結した内容を協定期(本様式)に転記して届け出て下さい。
36協定期(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。
その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定期様式以外の形式でも届出できます。

労働保険番号・法人番号を記載してください。

労働保険番号

法人番号

表面

事業の種類	事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
金属製品製造業	金属製品製造業	〇〇金属工業株式会社 〇〇工場	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	〇〇〇〇年4月1日から1年間
事業場(工場、支店、営業所等)ごとに協定してください。	事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	業務の種類	業務の種類	業務の種類
受注の集中	設計	設計	設計	設計
製品不具合への対応	検査	検査	検査	検査
随時の受注、納期変更	機械組立	機械組立	機械組立	機械組立
月末の決算事務	経理	経理	経理	経理
棚卸	購買	購買	購買	購買
① 下記②に該当しない労働者				
② 1年単位の變形労働時間により労働する労働者				
時間外労働	業務の種類	業務の種類	業務の種類	業務の種類
休日労働	業務の種類	業務の種類	業務の種類	業務の種類

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間の有効期間にかかわらず、起算日は協定において協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1年の法定労働時間を超える時間を定めるときは、①は360時間以内、②は320時間以内です。

時間外労働と法定休日労働を合計した労働時間は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労働者確認の上、必ず子エックスを記入してください。子エックスがなければ、有効な協定期とはなりません。

時間外労働 休日労働 に関する協定期

1日	1ヶ月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	協定の有効期間
法定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数(任意)	協定の有効期間
3時間	30時間	250時間	〇〇〇〇年4月1日
2時間	15時間	150時間	〇〇〇〇年4月1日
2時間	15時間	150時間	〇〇〇〇年4月1日
3時間	30時間	200時間	〇〇〇〇年4月1日
3時間	30時間	200時間	〇〇〇〇年4月1日
7.5時間	7.5時間	370時間	〇〇〇〇年4月1日
7.5時間	7.5時間	270時間	〇〇〇〇年4月1日
7.5時間	7.5時間	270時間	〇〇〇〇年4月1日
7.5時間	7.5時間	320時間	〇〇〇〇年4月1日
7.5時間	7.5時間	320時間	〇〇〇〇年4月1日

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めるときは、①は45時間以内、②は42時間以内です。

労働させることができる法定休日労働の日数

1か月に1日 8:30～17:30
1か月に1日 8:30～17:30

管理監督者は労働者代表にはなりません。

協定期を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名、押印が必要です。

労働者代表を兼ねる者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する労働組合であるか、かつ、同法に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定期を定める権利により選出された者であつて労働者の意向に基づき選出されたものであること。

〇〇〇〇年3月15日

協定の成立年月日 〇〇〇〇年3月12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数を代表する者の場合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

協定期を兼ねる者(労働者の過半数を代表する者の場合)の署名又は記名、押印が必要です。

労働基準監督署長

◆36協定で締結した内容を協定期(本様式)に転記して届け出て下さい。
36協定期(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。
その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定期様式以外の形式でも届出できます。

対象期間が3か月を超える1年単位の變形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、36協定の締結をする者を明確にした上で、投票・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、36協定の締結をする者を明確にした上で、投票・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、36協定の締結をする者を明確にした上で、投票・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、36協定の締結をする者を明確にした上で、投票・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、36協定の締結をする者を明確にした上で、投票・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。